

公共工事における情報共有システムの概要

(令和8年4月策定)

(営繕工事)

○目的

公共工事における施工に係る書類の作成、管理等の業務の効率化を図るため、情報共有システムを導入します。

※情報共有システムとは、情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することによって業務効率化を図るシステムです。

○対象工事

市が指定する工事（営繕工事の一部）

○機能要件

以下の機能の利用を必須とします。

- ・発議書類作成機能
- ・ワークフロー機能（事前打合せ機能は除く）
- ・書類管理機能
- ・工事書類等入出力・保管支援機能

○費用

情報共有システムに要する費用は、共通仮設費に積上げ計上します。

○施行

令和8年4月1日